

障がい者雇用状況・男女共同参画について（建設工事登録業者の方へ）

添付書類に不備が多く見られますので、申請書提出の際にはご注意ください。

○障がい者雇用について

選択肢①と③が主観点加算対象です。

①又は③を選択し、主観点加算希望を希望する場合は添付書類が必要です。

- ①障がい者の雇用義務があり、法定雇用率以上の障がい者を雇用している。
- ②障がい者の雇用義務があるが、法定雇用率以上の障がい者を雇用していない。
- ③障がい者の雇用義務がないが、障がい者を1人以上雇用している。
- ④障がい者の雇用義務がなく、障がい者を雇用していない。

<添付書類>

①を選択し、主観点加算を希望する場合

→「障害者雇用状況報告書」の写しを提出してください。

③を選択し、主観点加算を希望する場合

→「障害者手帳」の写しとその人が雇用されていることを証する書類（健康保険被保険者証などの写し）を提出してください。証明書類は確認次第返却します。

※主観点加算を希望しない場合や、②又は④を選択する場合は、添付書類は不要です。

○男女共同参画について

選択肢①と②が主観点加算対象です。

①又は②を選択し、主観点加算希望を希望する場合は添付書類が必要です。

- ①育児休業制度を就業規則等に規定している。
- ②介護休業制度を就業規則等に規定している。
- ③現在までに、育児・介護休業の取得があった。
- ④育児や介護をする職員の勤務時間の短縮やフレックスタイム制度の導入等をしている。

<添付書類>

○労働基準監督署に就業規則を提出している場合

→労働基準監督署の受付印があり、労働基準法に基づいた就業規則の写し

※労働基準監督署の受付印が確認できるページと、育児休業・介護休業の該当項目が確認できるページのみで可。

○労働基準監督署に就業規則を提出していない場合

→労働者と使用者の署名押印があり、労働基準法に基づいた就業規則の写し

○一般事業主行動計画を提出している場合

→育児休業制度については、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に策定している場合は、同計画の写しでも可。ただし、介護休業制度は確認できないため上記のいずれか。

※主観点加算を希望しない場合や、③又は④を選択する場合は、添付書類は不要です。